



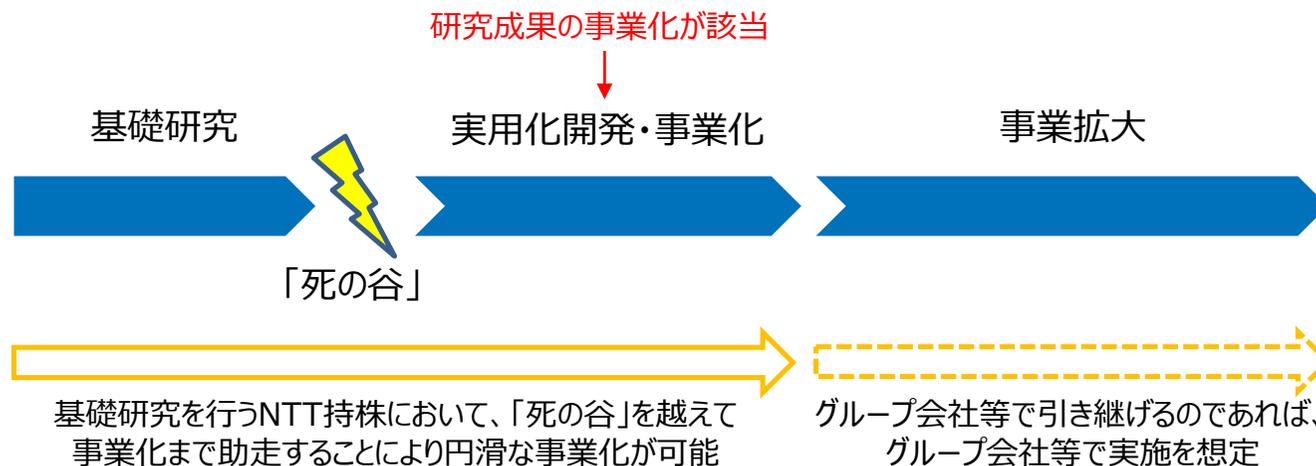
NTT東西等の業務の在り方・ NTTグループに関する公正競争の確保の 在り方に関する検討課題

令和6年5月27日
事務局

検討課題：NTT持株による事業の実施についてどう考えるか

- NTTから、NTT持株の業務について、電気通信事業を行うことは想定していないが、主に研究開発の事業化を可能とする見直しの要望があったが、研究開発の事業化に関するNTTからの追加の説明等を踏まえ、**NTT持株の業務範囲を見直す必要があるか。**
- NTT持株の業務範囲を見直す場合、
 - NTTは「死の谷」を越えるために研究成果の事業化を実施したいとしているが、**どのような事業まで実施可能**とすべきか。
 - その実施要件として、構成員から、本来業務の円滑な遂行や公正競争の確保に支障のないこととすべきとの意見があったが、**どのような要件や手続**とすべきか。

NTTからの追加の説明



検討課題 1：NTTに対する累次の公正競争条件についてどう考えるか

- NTTの巨大性・独占性等を踏まえ、各種事業の分離時等に、**グループ内の事業者と他の事業者との間の公平性等を確保**するため、**累次の公正競争条件**を課してきたところ、
 - ・主にNTT持株・NTT東西とNTTドコモ・NTTデータ・NTTコム等との関係に着目した現在の**条件が課される対象**や、
 - ・ネットワークの公平な提供、各種取引条件の公平性等の主に7つに大別される現在の**条件の内容**について、各種事業の分離時等からの市場環境の変化や現行法の規律等を踏まえ、対象や類型を追加・廃止することを含め、条件ごとに**それぞれ見直すべきか、現状を維持すべきか**。
- また、今日的に必要なものについて、法的安定性や実効性の確保の観点から法定化し、その遵守状況を検証すべきとの意見があったが、**法定化や、検証の内容・手法等**について、どう考えるか。

NTTの意見

- 時代の変化を踏まえて**一部については見直しを行ってほしい**が、電気通信事業法に規律されているもの等はNTT東西として遵守する考えであり、また、**すでに法定化されているものは維持する意義を失っている**。
- 電気通信事業法に規定されていない条件の法定化の検討は、**法定化の必要性の有無を慎重に見極めることが必要**。
- 引き続き市場検証会議における**検証等に協力**する考え。

競争事業者の意見

- 今日的にも構造的措置の担保等のために必要であることから、**基本的に維持又は強化すべき**。
- 法的安定性の担保やその実効性の確保のため、**法的位置付けを与えるべき**。
- 市場検証会議等で各条件について公平性が保たれているか**検証することが適当**であり、検証やその結果を踏まえた措置の実効性の確保のため、**検証の場を法定化すべき**。

<p>NTT東西によるネットワークの公平な提供</p>	<ul style="list-style-type: none">• 第一種指定電気通信設備規制、禁止行為規制として事業法に規律。(NTT)• 事業法に規律が存在するが、資本関係がある以上グループ優位な提供の懸念があり、また、NTT東西とNTTドコモ間での別個の伝送路の構築については規律が存在しないことから、引き続き規律が必要。(ソフトバンク)• 事実上の一体化を背景とした、NTTグループの不当な競争力拡大、公正競争の阻害の懸念があり、より実効性のある規律に強化すべき。(楽天モバイル)• グループ企業を優遇しないことは公正競争条件の効果を確保するために不可欠であり、今後も維持されることが必要。(JAIPA)
<p>各種取引条件等の公平性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none">• NTT持株に係るものは、NTT持株で今後も電気通信事業を行う考えはないことから、見直しても公正競争上の影響は起こらず、不要。NTT東西に係るものは引き続き遵守する考え。(NTT)• 同じ条件でもグループ内での内部補助によりグループ優位になる懸念があり、こうした取引は事業法の規律がないため、引き続き規律が必要。また、NTT持株は事業法の適用を受けないため、引き続き公正競争条件での担保が必要。(ソフトバンク)• 事実上の一体化を背景とした、NTTグループの不当な競争力拡大、公正競争の阻害の懸念があり、より実効性のある規律に強化すべき。(楽天モバイル)• グループ企業を優遇しないことは公正競争条件の効果を確保するために不可欠であり、今後も維持されることが必要。(JAIPA)
<p>在籍出向及び役員兼任の禁止</p>	<ul style="list-style-type: none">• NTT持株と各社間の在籍出向禁止について、NTT持株で今後も電気通信事業を行う考えはなく、幅広い事業分野に精通した人員を増やしグループ運営を円滑化するため見直してほしい。NTT東西と各社間の在籍出向禁止は引き続き遵守する考え。(NTT)• グループ内の人の流動は、グループ会社間の情報の流通につながるほか、規制遵守のインセンティブ等が希薄になるおそれがあるため、維持又は強化を検討すべき。(ソフトバンク)

<p>独立した営業部門の設置</p>	<ul style="list-style-type: none">• 禁止行為規制でNTTコムからの販売受託での優遇が禁止されており、当該規律を引き続き遵守する考え。(NTT)• NTT東西の取引の公平性を構造的に確保すべく、対象をNTTコミュニケーションズのみならず拡大(NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTデータへ拡大)すべき。(ソフトバンク)• 事実上の一体化を背景とした、NTTグループの不当な競争力拡大、公正競争の阻害の懸念があり、より実効性のある規律に強化すべき。(楽天モバイル)• グループ企業を優遇しないことは公正競争条件の効果を確保するために不可欠であり、今後も維持されることが必要。(JAIPA)
<p>顧客情報その他の情報の公平な提供</p>	<ul style="list-style-type: none">• 顧客データベースは分離されており、また、禁止行為規制で不当な優先的取扱い等が禁止されており、当該規律を引き続き遵守する考え。(NTT)• 事業法で規律が存在するが、資本関係がある以上グループ優位な提供の懸念があり、引き続き規律が必要。(ソフトバンク)• 事実上の一体化を背景とした、NTTグループの不当な競争力拡大、公正競争の阻害の懸念があり、より実効性のある規律に強化すべき。(楽天モバイル)• グループ企業を優遇しないことは公正競争条件の効果を確保するために不可欠であり、今後も維持されることが必要。(JAIPA)
<p>共同資材調達への扱い</p>	<ul style="list-style-type: none">• コスト効率の向上や利用者利便の向上に向け、建設工事・保守の委託や工具や保安部品、消耗品等の物品類等について、共同調達の対象資材の制限を撤廃してほしい。(NTT)• 巨大な購買力の行使のほか、ネットワーク情報の流通や設備仕様のNTTグループ最適化等が進む可能性があり、公正競争に影響を及ぼすおそれがあるため、引き続き規定を維持すべき。(ソフトバンク)• 公正競争上に及ぼす懸念をさらに見極める必要。(JAIPA)

研究開発成果の公平な開示等

- 先般のNTT法改正における**研究開発の普及・推進責務の撤廃**により見直されるものとする。(NTT)
- **研究開発に関する責務規定が廃止された趣旨**を踏まえ、**公正競争条件からも除くこと**で良いが、**責務廃止の影響も含む継続的な事後検証の実施は必須**。(ソフトバンク)
- **廃止も含め検討すべき**。(JAIPA)

その他、追加すべき類型等

- 構造的措置が形骸化しないよう、**分離会社の再統合を禁止する規律が必要**。(KDDI)
- **分離会社に関する再編**は事前審査や認可の手続を実施すべきであり、**公正競争条件における規律が必要**。(ソフトバンク)
- **NTTドコモ、NTTデータの出資比率の低下**に関する規定の廃止は、**行為規制が機能することが前提であり、行為規制の遵守が不十分な場合は、改めて出資比率の低下を求めることを明確化すべき**。(ソフトバンク)
- 合併や再編が繰り返される中で、NTTグループ内事業者と他事業者との**公平性が担保されなくなることを危惧**。**線路敷設基盤のNTTグループ内と他事業者の公正の担保、NTTグループ内での営業面でのファイアウォール**などが求められる。(ケーブルテレビ連盟)

検討課題 2：電気通信事業者のグループに関する公正競争条件の確保についてどう考えるか

- 電気通信事業者のグループに着目した公正競争を確保するための規律として、禁止行為規制等のほか、合併等審査（登録の更新制）があるが、電気通信事業法における合併等審査は、グループ内の再編等が審査の対象外となっているところ、
 - ・ **グループ内の再編**について、合併等が行われた場合、**禁止行為規制の潜脱**や**隣接市場等への影響の変化**の可能性等が考えられるところ、公正競争を確保するために**審査することとすべきか**。
 - ・ 審査することとする場合、その**対象となる再編や審査内容等**について、どう考えるか。

NTTの意見

- NTT東西とNTTドコモの統合又はNTT東西のISP事業への進出につながるような再編を行う考えはなく、担保措置が必要であれば、このような再編の禁止を規定することも考えられる。
- グループ内再編に係る事前審査までは不要。市場検証会議において事後的に検証し、公正競争上問題があれば是正する仕組みで対応すべき。
- 当該検証は、主要通信事業者全体を対象とすべき。

競争事業者の意見

- 政策的に分離・再編されてきたNTTグループの再編については、一体経営の進行や規制の潜脱等が懸念されることから、特別な規律が必要。
- NTT持株、NTT東西、NTTドコモ、NTTデータ等の旧分離会社に関する再編について、事前審査や認可等を実施すべき。
- NTTに限らず、市場支配的事業者に関する合併や事業譲渡等について、審査や検証等の事前・事後措置を講ずることが必要。

NTT東西の分離の在り方

検討課題：NTT東西の分離の在り方についてどう考えるか

- NTT東西の分離について、
 - ・ 抜本的なコスト改革のために**統合が経営の選択肢となるよう見直すべき**との意見があった一方、
 - ・ 統合により地域の設備事業者が淘汰され**設備競争が減退する懸念**や、NTT東西の**コスト構造の比較・検証のために東西分離を維持すべき**との意見があったところ、比較競争による非効率性の排除等の**東西分離の趣旨**や、NTT東西の**接続料、卸料金等の差異の状況**、東西統合が**設備競争やサービス競争に与える影響**等の観点から、**NTT東西の分離の在り方**についてどう考えるか。

NTTの意見

- NTT東西が引き続き、光設備を維持・拡大し、低廉な料金水準でネットワークの提供を継続していくためには、さらなる事業成長とともに**抜本的なコスト改革が必要**。将来的に**NTT東西の統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可能**となるよう見直すべき。

競争事業者の意見

- NTT東西が統合した場合、組織・設備の効率化や調達力の強化など、**規模の経済が強力に働き、市場支配力が高まる可能性**。設備競争の減退に繋がり得るものであることから、NTT東西の統合には**慎重な検討が必要**。
- NTT東西分離の目的は、ヤードスティック競争による非効率性の排除や資本分離を通じた相互参入による競争促進であり、**NTT東西のコスト構造や収益構造の比較・検証のために、東西分離は維持すべき**。

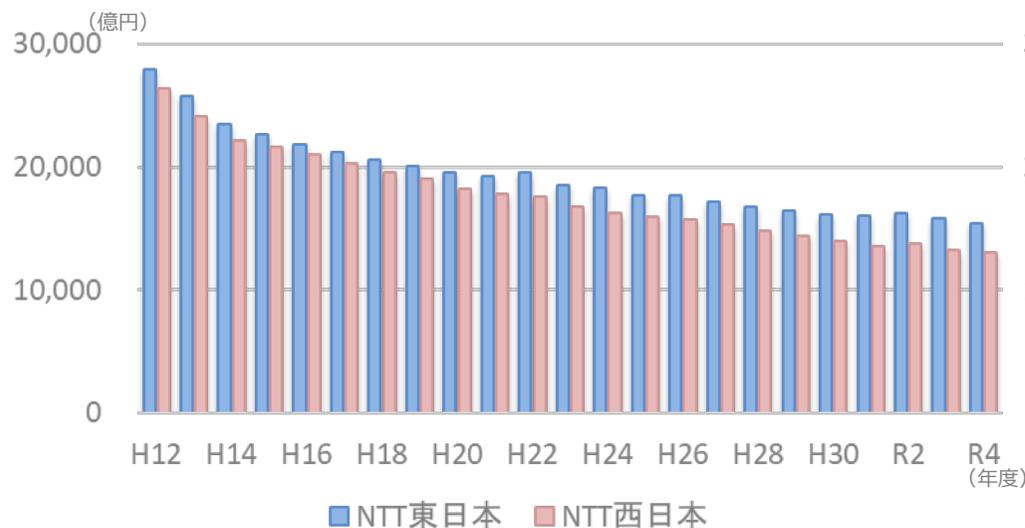
(参考) NTT東西の比較 (1/2)

経営規模

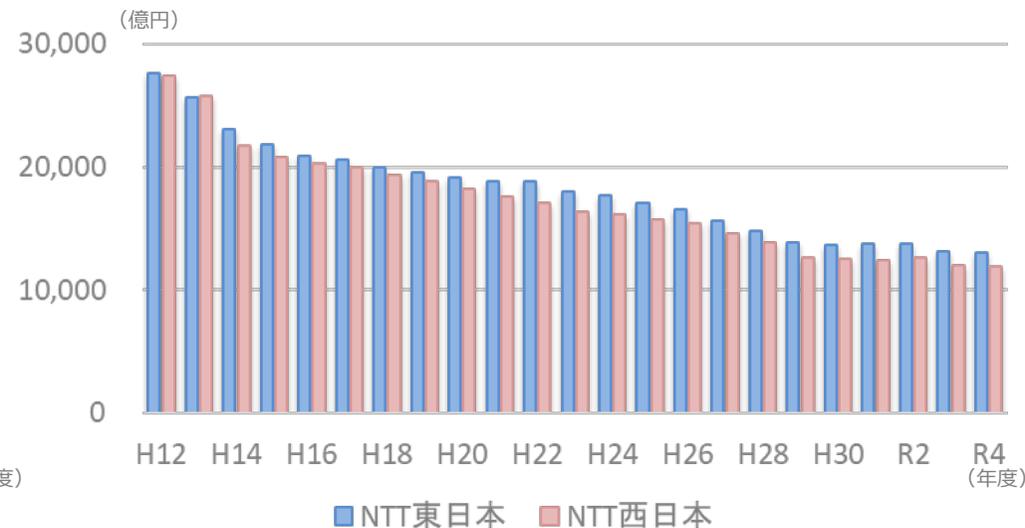
※金額はいずれも単体、2022年度。

	NTT東西		自ら設備を設置して固定通信サービスを提供する事業者					
	NTT東	NTT西	オプテージ	SNC	QTnet	イッツコム	ZTV	HTNet
営業収益 (売上高) (億円)	15,449	13,054	2,572	1,493	678	304	167	77
営業利益 (億円)	2,373	1,113	432	129	3	33	28	19
資本金 (億円)	3,350	3,120	330	80	220	53	11	60
総資産 (億円)	34,444	31,980	3,089	1,502	1,651	366	364	176
従業員数 (人)	4,950	1,400	2,870	871	1,076	649	387	187
主な業務区域	東日本	西日本	近畿	全国	九州	東京、川崎、 横浜エリア	三重県・滋賀県・ 京都府・和歌山県	北陸

営業収益・営業費用

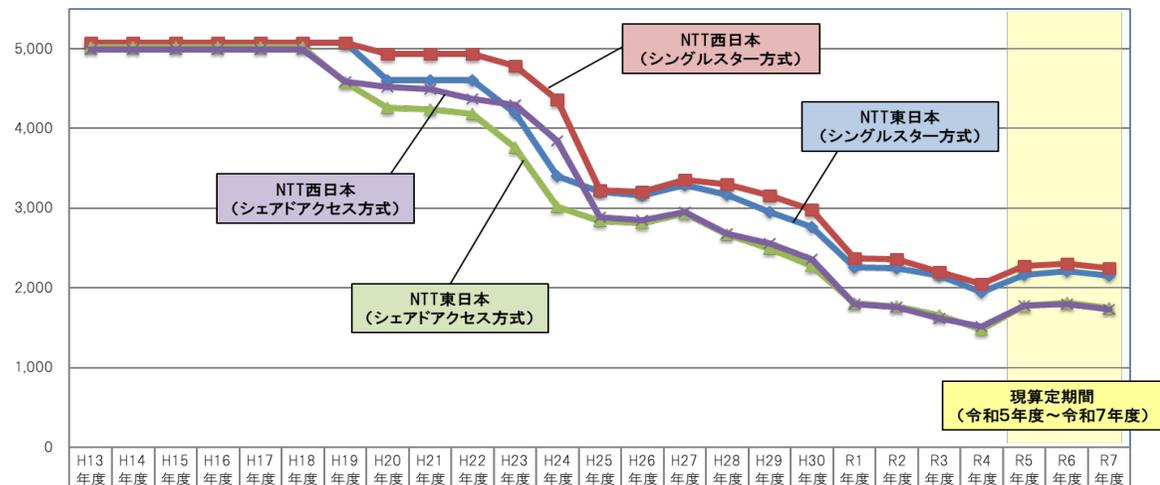


営業収益



営業費用

加入光ファイバ接続料の比較



- ※ 1 シングルスター及びシェアドアクセスの接続料は、7年間(H13年度～H19年度)、3年間(H20年度～H22年度)、(H23年度～H25年度)、(H26年度～H28年度)、4年間(H28年度～H31年度)、3年間(R2～R4)、3年間(R5～R7)を算定期間とする将来原価方式により算定。
- ※ 2 シェアドアクセスについては局外スプリッタ料金(H18年度までは将来原価方式、H19年度以降は実績原価方式で算定)を含み、引込線料金(加算料)を含まない。

利用者料金、卸料金、1利用者当たりのコストの比較の比較

構成員限り

フレッツ光ネクスト (1Gb/s 定額)	NTT東日本		NTT西日本	
	戸建向け (ファミリータイプ) (利用者料金はギガラインの場合)	集合向け (マンションタイプ) (光配線方式) プラン 1	戸建向け (ファミリータイプ)	集合向け (マンションタイプ) (光配線方式) プラン 1
利用者料金	5,400円	2,900円	5,400円	3,700円
1利用者当たりの接続料水準 (コスト)				
卸料金 (額面)				